

# 第30回 農業委員会総会議事録

令和4年12月23日開会

中標津町農業委員会

令和4年12月23日、第30回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

本日欠席した委員

9番	瀧本	和男
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
16番	中村	正生

附議した案件

- (イ) 議案第166号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第167号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第168号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第169号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第170号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第65号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局	長	杉山	隆
庶務係	長	葛西	利光
農地係	長	吉田	佳弘
	係	齋藤	光代

(開 会 13時30分)

議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、14名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第30回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
11番、和泉 光広委員。  
14番、赤波江 信二委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 11月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。はじめに、11月30日、全国農業者年金連絡協議会と全国農業会議所の共催によります。令和4年度農業者年金加入推進セミナーが、東京都・銀座ブロッサムを会場に開催され、「農業者の節税方法と老後資金を確保していくために」「農業者年金制度と加入推進」についての講演のほか、栃木県真岡市農業委員会・岐阜県下呂市農業委員会による加入促進に関する活動事例報告があり、最後に申し合わせ決議が採択され、閉会となりました。翌12月1日には、全国農業会議所主催によります令和4年度全国農業委員会会長代表者集会在、同会場において開催され、要請決議と申し合わせ決議の採択、愛知県名古屋市農業委員会ほか2団体による「人・農地プランの策定」「女性農業委員の登用促進」等活动事例報告があり、最後に全国農業委員会女性協議会、横田会長より女性委員の登用率の向上に向けた決意表明がありました。また、衆議院議員会館において2名、参議院議員会館において1名の地元選出国會議員に対し、地域の実態に即した施策の実現にむけた要請を、根室地方農業委員会連合会として行なっていました。なお、両日とも会長・事務局長が出席しております。次に、12月14日に北海道農業者年金協議会主催によります令和4年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が別海町生涯学習センターみなくるにて開催され、本町からは代議員7名、農業委員7名、事務局1名、合わせて15名が出席しております。「農業者年金制度の現状について」、「新制度の農業者年金と制度改正について」、「農業者年金制度の充実に関する要望と制度改善状況について」など、北海道農業会議の担当者より説明を受けました。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第166号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○委員の退席を

お願い致します。

(～〇〇委員退席後～)

(1) から (5) について、事務局から説明をお願いします。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第166号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(5)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇〇番地〇、合同会社〇〇〇〇、代表社員、〇〇〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番地、現況地目、畑、面積 24,793 m<sup>2</sup>内 15,000 m<sup>2</sup>、他1筆、計 30,000 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和元年8月24日から令和6年8月23日まで。5、合意解約成立の日、令和4年12月8日。

6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第169号(5)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について、借主に売り払い、所有権移転するため、期間内解約するものです。3ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 14,310 m<sup>2</sup>、他9筆、計 86,510 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。5、合意解約成立の日、令和4年12月10日。6、解約の理由、合意解約。

なお(3)につきましても、借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括して説明いたします。4ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 3,352 m<sup>2</sup>、他3筆、計 35,360 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成30年7月1日から令和5年6月30日まで。5、合意解約成立の日、令和4年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この2件については、議案第169号(14)(15)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について一度合意解約し、新たに後継者に賃貸借を設定するため、期間内解約するものです。5ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 16,648 m<sup>2</sup>、他4筆、計 66,577.09 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成30年6月1日から令和5年5月31日まで。5、合意解約成立の日、令和4年12月8日。6、解

約の理由、合意解約。

この案件については、議案第169号(16)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について、あっせん会議において決定した新たな取得希望者に売り払い、所有権移転するため、期間内解約するものです。6ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積15,321㎡、他19筆、計178,108㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。5、合意解約成立の日、令和4年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第169号(17)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について一度合意解約し、新たに後継者に賃貸借を設定するため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
(～〇〇委員着席後～)  
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第167号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第167号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。8ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

川上郡標茶町〇〇丁目〇番〇〇-〇号、〇〇 〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積3,176㎡、利用状況、雑種地、他2筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。

本案件につきましては、非農地証明が必要なため、申請があったものです。

当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が雑

種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年12月16日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第167号(2)について説明いたします。10ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○線○○○番地、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積30,975㎡、利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。

4、見取図は11ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年7月19日、第4地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第167号(3)について説明いたします。12ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町○○○番地○○、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積10,211㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は13ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることか

ら、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年10月28日、第5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程5、議案第168号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(6)と、(7)、(8)から(10)の3回に分けて審議を致します。

(1)から(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第168号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(4)について説明いたします。議案の15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇番地〇、〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇番地〇、〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積48,750㎡内3,950㎡、利用目的、牧草畑、他10筆、計106,997.29㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借の再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和14年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計106,997.29㎡、家畜、牛109頭。9見取図は17ページのとおりです。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。18ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇、〇、〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積40,796㎡、利用目的、牧草畑、他8筆、計125,869㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,679,345 円。6、資金調達の方法。自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、6人、農従者、6人、経営地、計1,825,520㎡、家畜、牛659頭。8、見取図は、19ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇 〇氏が農地所有適格法人に使用貸借していた一部農地を合意解約し、農地所有適格法人に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。20ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積70,300㎡、利用目的、牧草畑、他11筆、計371,416㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和14年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,141,902㎡、家畜、牛175頭。9、見取図は21ページのとおりです。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。22ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇線東〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線西〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積17,709㎡内12,500㎡、利用目的、普通畑、他1筆、計30,320㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により貸借を再設定するもの。借主、期間満了により貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和9年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,838,627㎡、経営作目、馬鈴薯、蕎麦。9、見取図は23ページのとおりです。

この案件につきましては、貸借の期間満了に伴い、再設定をするものであり、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第168号(5)について説明いたします。  
24ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積99,376㎡、利用目的、牧草畑、他10筆、計481,218.41㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。

4、権利を設定し、又は移譲しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和14年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計481,218.41㎡、家畜、牛71頭。7、見取図は25ページのとおりです。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和4年11月15日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり)横田委員。

横田委員 上程になりました議案第168号(6)について説明いたします。  
26ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積4,940㎡、利用目的、牧草畑、他21筆、計661,354㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移譲しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和14年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計873,852㎡、家畜、牛282頭。7、見取図は28ページのとおりです。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第168号(1)から(6)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○委員の退席をお願い致します。  
(～○○委員退席後～)  
(7)について、内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第168号(7)について説明いたします。  
29ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○番地○、○○ ○、○○歳、農業。

借主、中標津町○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積50,558㎡、利用目的、牧草畑、他37筆、計964,062㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。  
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和14年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、4人、経営地、計1,142,170㎡、家畜、牛213頭。7、見取図は31ページ、32ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和4年10月20日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第168号(7)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声



設定。5、期間。令和5年1月1日から令和14年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地無し、家畜、牛294頭。7、見取図は44ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、農地所有適格法人の設立にあたり、所有農地について、使用貸借を設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第168号(8)から(10)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第169号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(15)と、(16)(17)の2回に分けて審議を致します。  
(1)から(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第169号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について説明いたします。  
議案の46ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町字〇〇〇線北〇〇番地、〇 〇〇、〇〇歳。  
借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積66,674㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計103,831㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。  
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和14年12月31日まで。6、価格。年424,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、4人、経営地、計1,042,342㎡、家畜、牛174頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、51ページのとおりです。  
なお、(2)(3)につきましては貸主が同一であり、見取図も51ページのとおりになりますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。  
47ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 13,272 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 6 筆、計 80,529 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 303,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、3 人、経営地、計 956,293 m<sup>2</sup>、家畜、牛 138 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。49 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
借主、中標津町字〇〇〇線北〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 17,104 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 10 筆、計 156,446.03 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 556,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、無し、家畜、牛 473 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。  
以上の 3 件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) から (13) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中 世一委員。

田中委員 上程になりました議案第 169 号 (4) から (13) について説明いたします。  
議案の 52 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。  
譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇・〇・〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 38,376 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 4 筆、計 165,284 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。8,191,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金、8,100,000 円、自己資金、91,000

円。7、当事者の経営状況。当事者の経営状況。構成員、6人、農従者、6人、経営地、計1,825,520㎡、家畜、牛245頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、53ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より、所有農地の一部を売り払いたい旨の申し出があったため、あっせん会議を開催し、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。53ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、原野、現況、畑、面積24,793㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計49,586㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,278,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計1,086,286㎡、家畜、牛245頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、55ページのとおりです。56ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,520㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和9年12月31日まで。6、価格。年194,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、2,064,134.10㎡、家畜、牛193頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、57ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

58ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積3,924㎡内1,962㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和9年12月31日まで。6、価格。年7,500円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、920,700.86㎡、家畜、牛184頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見

取図は、60 ページのとおりです。なお、(8) (9) につきましても貸主が同一なため、氏名等省略し、一括してご説明いたします。59 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 3,924 m<sup>2</sup> 内 1,962 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 7,500 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、587,804 m<sup>2</sup>、家畜、牛 142 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、60 ページのとおりです。61 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番 1、公簿、畑、現況、畑、面積 48,357 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 7 筆、計、227,693 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 877,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、2 人、経営地、2,064,134.10 m<sup>2</sup>、家畜、牛 193 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、63 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。64 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、原野、現況、畑、面積 8,204 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 277,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、4 人、経営地、824,307.68 m<sup>2</sup>、家畜、牛 168 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、67 ページのとおりです。なお、(11) (12) につきましても貸主が同一なため、見取図につきましても 67 ページになりますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。65 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇〇番地〇、合同会社、〇〇〇〇、代表社員、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,465 m<sup>2</sup>、

利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和9年12月31日まで。6、価格。年378,500円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、1,116,286㎡、家畜、牛255頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。66ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積49,393㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和9年12月31日まで。6、価格。年334,700円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、2,064,134.10㎡、家畜、牛193頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。68ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積16,299㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年1月1日から令和7年12月31日まで。6、価格。年52,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、5人、経営地、650,494㎡、家畜、牛65頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、69ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(14)(15)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第169号(14)(15)について、説明いたします。

議案の 70 ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,310 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲により借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで。6、価格。年 300,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、481,218.41 m<sup>2</sup>、家畜、牛 71 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、72 ページのとおりです。なお、(15) につきましては、借主が同一なため、一括してご説明いたします。77 ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 3,352 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 35,360 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲により借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで。6、価格。年 88,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、481,218.41 m<sup>2</sup>、家畜、牛 71 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、74 ページのとおりです。以上の 2 件につきましては、借主の経営移譲に伴い、後継者に賃貸借の再設定をするものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14)(15)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第 169 号(14)(15)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。  
(～〇〇委員退席後～)  
(16)(17)について、内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第169号(16)(17)について説明いたします。  
75ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇  
〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積16,648㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計66,577.09㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。4,923,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金4,900,000円、自己資金、23,000円。7、当事者の経営状況。当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,215,234㎡、家畜、牛415頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、76ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇 〇氏が賃貸借している所有農地について、売り払いたい旨の申し出があったため、あっせん会議を開催し、協議の末、新たに譲受人を決定したものです。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。77ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積15,321㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲により借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年12月26日から令和8年8月29日まで。6、価格。年231,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、1,142,170㎡、家畜、牛213頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、79ページのとおりです。この案件につきましては、借主の経営移譲に伴い、後継者に賃貸借の再設定をするものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(16)(17)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第169号(16)(17)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
(～〇〇委員着席後～)  
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。  
日程7、議案第170号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。  
内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第170号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。81ページをお開きください。  
令和4年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇、以上1件からの提出がありました。令和4年11月28日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。  
日程8、報告第65号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)から(3)について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 田中 世一委員。

田中委員 報告第65号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1)から(3)について説明いたします。83ページをお開きください。  
(1) 1、届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。  
2、許可年月日、許可番号。令和4年4月25日付、中農委5第令4-1号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的、砂利採取。  
5、事業計画の期間。令和4年4月26日から令和5年4月25日まで。6、事業完了年月日。令和4年12月3日。7、完了検査年月日につきましては、令和4年12月19日に第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。84ページをお開きください。  
(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。  
2、許可年月日、許可番号。令和4年3月16日付、中農委5第令3-7号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的、砂利採取。  
5、事業計画の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年11月17日。7、完了検査年月日につきましては、令和4年11月21日に第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。85ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。  
2、許可年月日、許可番号。令和4年3月16日付、中農委5第令3-8号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年11月17日。7、完了検査年月日につきましては、令和4年11月21日に第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(4) について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第65号(4)について説明いたします。86ページをお開きください。  
(4) 1、届出人の住所、氏名。

野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。  
2、許可年月日、許可番号。令和4年4月25日付、中農委5第令4-2号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他3筆。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間。令和4年5月1日から令和5年4月30日まで。6、事業完了年月日。令和4年12月5日。7、完了検査年月日につきましては、令和4年12月16日に第4地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第30回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。  
ここで、本年最後の総会でありますので、私から一言ご挨拶申し上げます。本年は

夏の天候不順等もありまして、一番の収穫それから畑作の生育にも非常に影響がありました。一番草は水分の多い形の出来になりましたし、最終の刈り取りも8月にずれ込むという非常な天候の悪い年になりました。畑作につきましては、全般的に先日普及センターから話を聞きましたけれども、90%から95%の出来だったという話を聞いておりますので、やはり牧草、畑作すべてが天候に思わしくない一年だったのかなと思います。あわせて今資材高騰、円安等で非常な年の瀬を迎えまして、来年もどうなるのかと思いましたがけれども、加工乳につきましては、すべての面でプラス10円となりましたので、幾分新しい先に見える数字が出たのかなと思います。それにしましても、厳しい状態が続きますので、農業委員の皆様は各地区でいろんな形の状況を確認しつつ相談に当たっていただければと思いますので宜しくお願いします。先ほど委員会で話ししましたように、今年が今期の最終あと半年となりました。各委員さんにおかれましては、各地区それぞれのところで次の委員さんをすべて決めていただき、女性農業委員も含めて検討いただいて新しい布陣で臨めますようお願いいたします。7月の総会から新しい形となりますので、皆さんご承知かと思いますが、そのような形で進めていただければと思います。農業委員会を取り巻くものですが、いろんな変革がございまして、これから先10年につきまして農地の状況を調査しなければなりません。現状これから10年先を見て誰がどのような形で使うか、不透明なところもありますけれども、そういう任を各委員さんに背負ってもらって、各地区の中で調整していただくこととなりますので、いろんなk形で班の中でも協議をしながら進めていただければと思います。農業委員の一番大事な役割は、優良な農地をいかに次の代に残していくか。途中で皆さんにも報告したんですけども、中標津町の農地2千ヘクタールが減っているということも踏まえて、これからどのように守っていくか、優良農地とはどういう、使い道はどのようなかということも議論されるかもしれません。ここは酪農が中心ですけども、畑作も含めていろんな農地の使い方を協議しなければ、使い手が減少する事イコール耕作放棄地ということになっては困りますので、酪農に限らず農地全般のことを、全体の幅広い、気候変動に合わせた研究もしなければならぬかもしれません。若い人たちがいろんな形の農業に挑戦できるようなことも、いろんな機会研修していただき見識を広めていただいて、助言できるような形になっていただければと思いますので、これからも、今現在修をできないで困っておりますけれども、いろんな意見を聞いて、見地を広めて次の時代の若者に伝えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。今年もいろいろありましたけども、来年が各委員の皆さん、事務局の皆さんともども健康に留意されて、新しい良い一年に良い年になりますことを祈念いたしまして私からのご挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。ご苦労様でした。

(閉会 14時26分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月30日

会 長 \_\_\_\_\_

1 1 番 \_\_\_\_\_

1 4 番 \_\_\_\_\_